**高齢者が携帯電話用装置を用いて通話しながらＡＴＭを操作することを禁止するためＡＴＭ設置者が講ずるよう努める措置に関する指針の概要**

**１　目的**

　　ＡＴＭ設置者が講ずるよう努める措置を定め、その促進を図ることにより、高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）が携帯電話用装置を用いて通話しながらＡＴＭを操作することを禁止することを目的としています。

**２　用語**

　　この指針において使用する用語は、大阪府安全なまちづくり条例において使用する用語の例によります。

**３　適用範囲等**

　　ＡＴＭの本体及び当該ＡＴＭが設置された金融機関の店舗を適用の対象としています。

**４　対策を講ずるよう努める措置**

**(１)　ＡＴＭの本体に対する措置**

　　 ○　ＡＴＭを操作するための画面への表示や音声で注意を喚起することができる機能を備えたＡＴＭを設置すること

　　 ○　ＡＴＭに備え付けられているカメラ等にＡＩ技術を導入し、高齢者が携帯電話用装置を用いて通話しながらＡＴＭを操作している場合に、その取引を継続させない機能を備えたＡＴＭを設置すること

**(２)　ＡＴＭが設置された金融機関の店舗における措置**

　　 ○　注意を喚起するための人感センサー等を備え付けること

　　 ○　携帯電話用装置を用いて通話しながらＡＴＭを操作している高齢者を早期に発見し、注意を喚起するため、ＡＩ技術を搭載した防犯カメラ等を設置すること

　　 ○　携帯電話用装置を用いて通話することができないよう、電波遮断装置等を導入すること

　　 ○　金融機関職員等による巡回又は防犯カメラ映像を確認することにより、携帯電話用装置を用いて通話しながらＡＴＭを操作している高齢者を早期に発見し、注意を喚起すること